

男女がいきいきと働いている企業 三重県知事表彰制度

表彰制度のしくみ

「男女がいきいきと働いている企業」三重県知事表彰制度は、表彰基準項目に基づき「女性の能力活用」「仕事と家庭の両立支援」「次世代育成支援」などの取組状況について企業自身から申告していただきます。その後、応募企業に訪問によるインタビュー調査を行わせていただき、これらの結果を基に「男女がいきいきと働いている企業」三重県知事表彰選考委員会（下表）による審査を行い、各年度毎に表彰企業を決定しています。



おもな表彰基準項目

1. 女性の能力活用（ポジティブ・アクション）

女性の能力発揮や職域拡大の推進・男女均等なキャリア形成のため、従来の制度や慣行を見直し、新たな取組や制度を導入した企業

- ・企業のトップが女性の活用など掲げ、女性の能力発揮に積極的である
- ・昇進・昇格に向けて女性社員に対する特別研修などを実施し、管理職の育成をしている
- ・職場・就業環境についての意見や要望を受け入れる体制を整えている
- ・配置転換や昇格に自己申告や面談の制度化及びその機会がある
- ・今まで女性が少なかった職務・部門に女性の異動を意識的にしている
- ・女性が意欲的に働きたくなるような仕組みがある

（社内会議への女性の参画、会社を代表する立場として外部の会議への参画、女性だけのプロジェクトチーム等を作り、業務遂行している、女性も名刺を持つ、自己啓発研修制度、資格取得への支援制度、その他）

- ・セクハラ防止策の実施
- ・短時間労働者等から正社員への登用の道が開かれている
- ・短時間労働者等の均衡処遇を実施している

2. 仕事と家庭の両立・ファミリー重視と働きやすさ

仕事と家庭の両立支援のための制度を法律を上回って実施している企業、次世代育成支援対策に積極的に取り組んで子どもを生み育てられるよう努力している企業

- ・産前産後休業期間（法定14週間）や育児休業期間（法定は生まれた子どもが1歳（一定の場合は1歳6か月）に達するまで）が法律を上回っている
- ・在宅勤務、育休中の代替要員の確保、職場復帰プログラムの実施など独自の制度がある
- ・男性が育児休業を取りやすくなるよう工夫している
- ・介護休業の期間（法定は上限93日まで）等が法律を上回っている

- ・メンタルケア（精神的ケア）支援をしている
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し届出している

- ・フレックス制度や短時間勤務措置が可能である
- ・半日や時間単位の休暇制度がある
- ・社内結婚が女性に働きにくくなることはない

3. 地域への社会貢献

CSR（企業の社会的責任）活動を規定し環境活動などに取り組んでいる企業、ボランティア活動・NPO等を支援している企業など、地域社会との共存を進める企業、社員の地域活動や行事への参画に理解がある

平成19年度 「男女がいきいきと働いている企業」 三重県知事表彰選考委員会委員

金谷千恵子
 伊藤 恵子
 丸田 安子
 松下電工(株)津工場
 山極 清子
 伊賀生堂人事課(本社)
 福垣 保子
 連合三重
 東福寺一郎
 野村由美子
 鈴木 雅子
 三重県男女共同参画センター
 三重労働局雇用均等室
 伊賀市人権政策部
 三重県生活部
 大西 春暢
 （順不同・敬称略）

三重県では、男性も女性も各々が持てる力を十分に発揮できる「働きがい」のある職場環境づくりを目的に、県内の「男女がいきいきと働いている企業」を表彰しています。

女性の能力活用や次世代育成支援などに積極的に取り組まれている企業からの直接応募に加え、経営団体、商工団体、労働組合などからの推薦をお待ちしています。毎年7月から8月末までに応募をいただいた企業を対象に、11月に選考委員会を開催し知事表彰を行います。

応募方法など詳細については、勤労・雇用支援室までお問い合わせください。（「おしごと三重」のホームページにも掲載しています。）

おしごと三重

▶ <http://www.oshigoto.pref.mie.jp/>

H18年度啓発用ポスター



このポスターは、H18年度までの受賞企業の従業員のみなさんに撮影のご協力いただきました。

男女がいきいきと働いている企業・チェックリスト（平成19年度）

【女性の能力活用・職場環境について】	評 価			
	非常に積極的	やや積極的	やや消極的	非常に消極的
①企業のトップが、女性の能力発揮に積極的である	4	3	2	1
②男女共同参画についての職場研修を実施している	4	3	2	1
③昇格試験を受験するように女性社員に奨励している	4	3	2	1
④性別にとらわれず、個人の能力を基準として採用している	4	3	2	1
⑤配置転換や昇格に自己申告や面談の制度化及びその機会がある	4	3	2	1
⑥職場・就業環境についての意見を求めたり調査などを行う体制を整えている	4	3	2	1
⑦会社を代表する立場として女性が外部の会議へ参画することがある	4	3	2	1
⑧女性の管理職が増加している	4	3	2	1
⑨セクハラ防止のための研修や啓発を行っている	4	3	2	1
⑩セクハラ対応窓口を設置し、専門家による事後措置の体制を整備している	4	3	2	1
【仕事と家庭の両立・短時間労働者等への対応について】				
①産前産後休業期間や育児休業期間が法定*を上回っている	4	3	2	1
②男性が育児休業を取りやすくなるよう工夫している	4	3	2	1
③従業員のメンタルケア（精神的ケア）の支援をしている	4	3	2	1
④フレックス制度や短時間勤務措置が可能である	4	3	2	1
⑤結婚後も女性が働き続けることができるよう配慮している	4	3	2	1
⑥短時間労働者等から正社員への登用の道が開かれている	4	3	2	1
⑦短時間労働者等にも働きに応じた昇進・昇格・賃金制度等を導入している	4	3	2	1
⑧短時間労働者等も産休・育児・介護休業などを取得している	4	3	2	1

*法定は産前6週間（多胎14週間）産後8週間、育児休業期間は子が1歳（一定の場合は1歳6か月）に達するまで。

「男女がいきいきと働いている企業」三重県知事表彰制度広報紙

平成20年3月三重県生活部 勤労・雇用支援室
 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 TEL 059-224-2454 Fax 059-224-2455 e-mail kinko@pref.mie.jp

男女がいきいきと働いている企業

三重県知事表彰制度



■コンセプト
 のびのびと働こう
 それぞれが自分の持つ力を発揮して
 花を咲かせてほしい

三 重 県

働きやすい職場をめざして

男女共同参画

女性の能力を十分に発揮できる！
意欲ある人にチャンスがある！

次世代育成支援

子どもを産み育てるのが楽しくなる会社！
出産しても働き続けられる！

仕事と生活の調和 （ワーク・ライフ・バランス）

仕事も私生活も大切にできる！
ゆとりある、ライフスタイルに
応じた生活を送れる！

社会貢献

地域社会を支援する！
地域活動に携わる！

みんな
こんな会社で働きたい！



職場における男女共同参画の推進を目的に、男女の雇用均等や女性の能力活用、「仕事と家庭」の両立支援、次世代育成支援などに積極的に推進する企業を表彰する「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰制度を実施しています。この制度は、県内に本社または主たる事業所を有する企業を対象に「働きやすい職場づくり」に積極的に取り組まれている企業を広く募集し、優れた取組事例を紹介することで、男性も女性もともに働きやすい職場づくりを進めようとするものです。



2007年度受賞企業の皆さん

受賞企業アンケートから

「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰企業の受賞企業のみなさんに、受賞直後にアンケートをお願いし、感想やこれらの取組などについてお答えいただきました。

Q. 受賞されたことで、社内で影響がありましたか。（社員から）

- ・自分たちの仕事や会社を誇りに思う。
- ・自信が確信になり、ますます働く意欲が出て積極的になった。
- ・仕事に対する自信と責任の両方を感じる。

Q. 受賞されたことで対外的な影響やメリットがありましたか。

- ・お客様からの評価が良くなった。
- ・取引先などからお祝いをいただいた。
- ・社員募集の反応がよくなった。
- ・会社の知名度や信頼度が上がった。
- ・社内活性化を推進している企業としてのイメージがアップした。



この表彰制度の周知と啓発のため、ロゴマークを作成しました。（京都市 林夏海さん作成）